資料１

令和８年度春日井市地域防災計画案の修正の要旨

１　地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第 42 条)。

また、地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第 16 条)。

２　地震災害対策計画及び風水害等災害対策計画の修正の要旨

⑴　愛知県地域防災計画の修正内容と整合を図るもの

ア　新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正

（地震新旧Ｐ20、風水害等新旧Ｐ２、18、19、21、25～27、31～37、42、43、53）

新たな防災気象情報の運用開始（令和８年５月 29 日）に伴い、防災気象情報の発表に伴う災害対応の運用や伝達する情報の名称、表記方法等について修正

イ　災害対策基本法の一部改正等に伴う修正

(ｱ) 中部管区行政評価局における措置　（地震新旧Ｐ２、46、風水害等新旧Ｐ２、55）

災害対策基本法第２条第４号に規定する指定地方行政機関に、中部管区行政評価局が追加されたことを受け、中部管区行政評価局における措置等について追記

(ｲ) 物資の備蓄状況の公表　（地震新旧Ｐ７、風水害等新旧Ｐ８）

必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資について、その備蓄状況を年１回公表することを追記

(ｳ) 被災者援護協力団体との平時からの連携　（地震新旧Ｐ13、風水害等新旧Ｐ14）

災害時にボランティアの活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努めること等を追記

(ｴ) 広域避難時の市町村間の情報連携の推進　（地震新旧Ｐ36、風水害等新旧Ｐ44）

被災した住民が、市町村の区域または県域を越えて避難する必要がある場合に、被災した市町村と避難先市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うこと等を追記

ウ　林野火災への対応に係る記載の修正

(ｱ) 林野火災予防思想の普及、啓発　（風水害等新旧Ｐ10）

SNS等の各種媒体を活用した、火の取扱いや不始末による出火の危険性の周知等、火災予防思想の普及啓発について追記

(ｲ) 林野火災に対する警戒の強化　（風水害等新旧Ｐ10～12）

乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表すること等について追記

(ｳ) ヘリコプターによる空中消火の積極的な推進　（風水害等新旧Ｐ11、40、41）

ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備の推進について追記

エ　愛知県南海トラフ地震被害予測調査結果に伴う修正（地震新旧Ｐ８、49～51、別紙）

愛知県南海トラフ地震被害予測調査（令和８年６月公開）に伴い、地震・津波被害の予測及び減災効果等について修正

⑵　本市の防災体制の見直し内容を反映するもの

ア　本部配備態勢の配備基準の見直し　（風水害等新旧Ｐ26、27、42、43）

令和８年５月 29 日から運用開始となった新たな防災気象情報を反映するとともに、第１次非常配備態勢の配備基準を明確化

３　原子力災害対策計画の修正の要旨

⑴　愛知県地域防災計画の修正内容と整合を図るもの